

令和5年 北秋田市農業委員会 第7回総会

1. 開催日時 令和5年7月10日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（32名）

2番 長 岐 正	3番 長 崎 成人	4番 佐 藤 政 信
5番 成 田 博 幸	6番 澤 藤 匠	8番 伊 東 誠 子
9番 三 澤 敏 行	10番 杉 渕 光 則	12番 宮 腰 文 義
13番 齊 藤 富美雄	14番 佐 藤 稔	15番 佐 藤 邦 久
16番 木 村 正 彦	17番 藤 島 喜美男	18番 堀 部 栄 一
19番 金 俊 英	20番 武 田 響 一	21番 近 藤 裕 太
22番 檜 森 正	23番 土濃塚 謙一郎	24番 佐 藤 茂 延
25番 伊 藤 鶴 一	26番 三 沢 博 隆	27番 鈴 木 豊
28番 簾 内 豊	29番 中 嶋 力 藏	30番 堀 部 聡
31番 佐 藤 篤 史	32番 松 橋 利 彦	34番 金 田 悦 子
36番 長 岐 一 志	37番 後 藤 久 美	

4. 欠席委員（3名）

1番 若 松 一 幸	7番 武 石 修 一	11番 佐 藤 利 子
------------	------------	-------------

5. 欠員（2名）

6. 議事日程

第 1	報告第15号	会務報告
第 2	報告第16号	専決処分の報告
第 3	議案第20号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一部削除について
第 4	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第23号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第24号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

10番 杉 渕 光 則 12番 宮 腰 文 義

9. 会議の概要

事務局	<p>それでは、只今より令和5年 北秋田市農業委員会 第7回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 若松一幸委員、7番 武石修一委員、11番 佐藤利子委員の3名となっております。</p> <p>委員総数35名中、32名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長より進行をよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>会長あいさつ（ 省略 ）</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>10番 杉渕光則委員、12番 宮腰文義委員にお願いいたします。</p> <p>それでは案件に入ります。「報告第15号会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第15号 令和5年6月分会務報告です。</p> <p>（令和5年6月の会務を報告）</p>
議 長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>

事務局

次に報告第16号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告16号「令和5年6月分 専決処分の報告」です。

表の6月の列になりますが、(2)非農地通知が1件、(4)相続等による権利取得の届出の受理が22件、(6)農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理が1件、(7)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が6件、合計30件の処理を実施しました。

4ページからがその内訳です。

まず、(2)非農地通知(農地法第2条第1項の農地に該当しない土地)です。

(受付番号1番を朗読)

合計2筆、1,923㎡となります。

つづいて(4)相続等による権利取得の届出の受理(農地法第3条の3の届出)です。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号22番まで、合計203筆、面積258,393㎡となっております。

次に、項目(6)農地所有適格法人以外の法人の報告書の受理でございます。法人の名称、受理日等は記載のとおりです。

次に項目(7)、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理(農地法第18条第6項の合意解約ほか)です。

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号6番まで、合計24筆、面積30,284㎡となります。

報告は以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、(2) 非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。
20 番 武田響一委員からお願いいたします。

20 番 20 番の武田です。番号 1 番を報告させていただきます。
調査日は 6 月 29 日、調査員は 22 番 檜森正委員、24 番 佐藤茂延委員、25 番 伊藤鶴一委員と私、事務局から加藤局長、疋田主査の計 6 名でした。

1 番は、道城集落と向本城集落の間近くにある、周囲の田から一段高いところにある畑でした。

申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 報告第 16 号につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一部削除について」ですが、次の議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」に関連する案件があるため、これらを一括して事務局の説明を求めます。

事務局 ではまず、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一部削除について」から説明いたします。議案書 17 ページになります。

議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の一部削除について」

農業経営基盤強化促進法 附則第 5 条の規定に基づく、下記農用地利用

集積計画の一部削除について意見を求める。

令和5年7月10日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番、2番について事由を説明)

続いて、関連する「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。19ページからになりますが、関連するものは20ページに記載されていますので、そちらをご覧ください。

議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年7月10日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号2番について事由を説明)

議案第21号につきましては、他に5件の申請があり、合計44筆、面積が53,265㎡となっています。

なお、これらの件につきましては、23ページに記載している農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。資料は24ページから38ページです。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明が終わりました。

ではまず、議案第20号について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第20号について、原案通り決することにご異議ございませんか

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第21号に関して、現地調査を行なって頂いた委員から

も説明願いたいと思います。

受付番号1番と5番を議席番号25番 伊藤鶴一委員から、受付番号2番から4番と6番を議席番号22番 檜森正委員からお願いいたします。

25番

25番の伊藤です。

調査日と調査員は、先程の報告と同様ですので割愛します。

合川地区で申請のあった1番と5番の2件を報告させていただきます。

まず、申請番号1番ですが、申請地は鎌沢集落の周辺にあり、いずれも米または大豆が作付けされていました。2か所ほど自己保全の状態でしたが、よく管理されて耕作できる状態であり、問題はないと思われました。

次に、申請番号5番を説明します。

申請地は川井集落の周辺にあり、2か所に分かれています。いずれも適正に管理されており問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。続いて檜森委員からお願いします。

22番の檜森です。

調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号2番は、七日市の方逸から三ノ渡周辺にある農地でした。

七日市字方逸107番地から114番地と与助袋78番地、それから三ノ渡大野168番地、169番地は継続して耕作されている状態とみられました。そのほかの申請地は、管理されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番は藤株集落の中にあり、住宅地の道路沿いにある農地でした。申請地は管理されていてすぐに耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号4番は伊勢町と米代川の堤防の間にある農地でした。

申請地は継続して耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号6番は根木屋敷の住宅地の中にある農地でした。申請地は管理されていてすぐに耕作できる状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議案第21号につきまして、受付番号5番を除いた件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第21号のうち、申請番号5番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

続きまして、議案第21号のうち、申請番号5番については、議席番号31番佐藤篤史委員と関連がありますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：31番佐藤篤史委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第21号のうち、申請番号5番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第21号のうち、申請番号5番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：31 番佐藤篤史委員)

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 39 ページをお開きください。
議案第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 7 月 10 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号 1 番を朗読)

議案第 2 2 号については合計で 968 m²となります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員さんからも説明を願いたいと思います。

議席番号 24 番 佐藤茂延委員から説明願います。

24 番 24 番 佐藤です。

調査日と調査員は、先程の報告と同様ですので割愛します。

まず、申請番号 1 番は松栄集落にあるコンビニフライトの向かい近くにある農地で、追認ということですので既に転用されている状態でした。

住宅の裏手にある庭といった状態ではありますが、周辺に農地はなく、農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議 長 ありがとうございます。議案第22号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

これより質疑に入ります。議案第22号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第22号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書43ページをお開きください。

議案第23号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年7月10日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

まずは所有権移転からです。

(受付番号1番を朗読)

所有権移転につきましては次の受付番号2番まで、合計2筆、面積5,987㎡となります。

つづく44ページから、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下 47 ページの受付番号 6 番まで、合計 24 筆、面積 66,257 m²となります。

つづいて 48 ページから一括方式になります。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 54 ページの受付番号 11 番まで、合計 46 筆、面積 62,397 m²となります。

以上の議案第 2 3 号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 2 3 号につきまして事務局の説明が終わりました。

議案第 2 3 号について、一括方式の受付番号 1 番から 10 番を除いて質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 2 3 号中、一括方式の受付番号 1 番から 10 番を除いて原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづきまして、議案第 2 3 号中、一括方式の受付番号 1 番から 10 番につきましては、議席番号 21 番 近藤裕太委員と関連がありますので、退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：21 番 近藤裕太委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第 23 号中、一括方式の受付番号 1 番から 10 番について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 23 号中、一括方式の受付番号 1 番から 10 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：21 番 近藤裕太委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて議案第 24 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 55 ページになります。

議案第 24 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 7 月 10 日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(受付番号1番を朗読)

この案件は、集積計画に基づいて一括方式で契約されていたものうち、利用権のみを移転するものになります。

なお、受付番号2番から4番までは渡し人と受け人が同じですが、元々の契約が個別のものであるため、別々の申請となっています。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただいま、議案第24号について事務局担当から説明がありましたが、これについてご質問やご意見はありませんか。

4番 4番佐藤です。2番以降に「合同会社」とありますが、これはどのような会社なのでしょう？株式会社などとはどう違いますか。

事務局 会社組織については詳しくないのでお答えできませんが、個人が会社を設立する際に合同会社とすることがあると聞いております。この法人に関しては常時従事要件を満たす方が代表であり、農地所有適格法人としての審査では条件を満たしております。質問に対する直接の回答ではないですが、ご了承ください。

議長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩以前に引き続き会議を行います。

議案第24号について、ほかにご質問やご意見はありませんか。

3番 3番長崎です。申請番号2番の農地については、3月に換地が終了しており、この地番が無くなっていると思いますがどうでしょうか。

事務局 委員がおっしゃるとおり換地が終了していますが、かつて一括方式で賃貸借の契約をした中間管理権のある農地で、解約やその他の変更等がされないまま賃借人を変更する申請となったので、この地番の表記となっています。

議 長 よろしいですか。議案第24号について、ほかにご質問やご意見はありませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第24号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第7回定例総会を閉会します。